

2024

4

町からのお知らせ

(野木町役場)0280(57)4111代表 (野木町公式ホームページ)<https://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土日祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
(「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「野木エニスホール」を除く)

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 給付金(10万円/1世帯)のご案内

●令和5年12月1日(基準日)時点で野木町に住民登録があり、かつ令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯

【支給額】

1世帯あたり10万円

※原則、世帯主の口座に振り込みます。

【手続きの流れ】

ア 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から野木町にお住まいの場合

支給対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。確認書の記載内容(世帯主の氏名・銀行口座など)をご確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

イ 令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町に提出してください。(郵送可)

【支給日】

町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間程度後に口座振り込みします。

【締め切り】

5月31日(金)

※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は、支給の対象外となります。

※締め切り日までに確認書(または申請書)の提出がなかった場合は支給されません。(郵便は消印有効)

※対象の世帯には4月中旬までに発送します。

問健康福祉課 ☎(57)4172

令和6年度高齢者外出支援事業 について



移動手段を持たない70歳以上の方を対象にタクシー利用券を交付し、タクシー料金の一部を助成します。

●4月8日(月)～保健センター

※詳細は町HPをご覧ください。

問健康福祉課 ☎(57)4173

令和5年度低所得者の子育て世帯給付金 (5万円/児童1人)のご案内

●令和5年12月1日(基準日)時点で野木町に住民登録があり、かつ非課税および均等割のみ課税である世帯(生活保護世帯を含みます)

●基準日において同一の世帯となっている18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童

【支給額】

児童1人あたり5万円

※原則、世帯主の口座に振り込みます。

【手続きの流れ】

ア 令和5年度住民税非課税世帯追加給付金(7万円/1世帯)の振込で対応した世帯(令和5年12月1日基準日)から、世帯構成の変更がない世帯

支給のお知らせを送付します。口座情報の変更および辞退をしない場合は、お手続きの必要はありません。

口座情報の変更および辞退をする場合は町までご連絡ください。

イ 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から野木町にお住まいの場合

支給対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。確認書の記載内容(世帯主の氏名・銀行口座など)をご確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

ウ 令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町に提出してください。(郵送可)

【支給日】

町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間程度後に口座振り込みします。

【締め切り】

5月31日(金)

※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は、支給の対象外となります。

※締め切り日までに確認書(または申請書)の提出がなかった場合は支給されません。(郵便は消印有効)

※対象の世帯には4月中旬までに発送します。

問健康福祉課 ☎(57)4172